

成田市中小企業若手人材確保支援事業業務委託 プロポーザル募集要項

1. 業務名称

成田市中小企業若手人材確保支援事業業務委託

2. 業務目的

市内中小企業の人材確保を支援するため、自社の現状認識と理解を促進し、新規卒業者等の人材確保および人材定着につなげるための「人材採用力向上セミナー」を開催。また、合同企業説明会を行うことで、若手求職者に市内の中小企業について知ってもらうとともに、市内中小企業が自社をアピールすることが可能となり、より効果的な若手求職者の就職活動の支援及び市内中小企業の人材確保を支援することを目的とする。

3. 委託内容

(1) 仕様

「成田市中小企業若手人材確保支援事業業務委託仕様書」のとおり

(2) 期間

契約締結日の翌日から令和9年2月26日（金）まで

(3) 提案上限額

5,901,500円（消費税及び地方消費税の額を含む）

4. 参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次の要件の全てを満たすものとする。ただし、募集開始日時点において 下記の要件を満たしていた者が、契約締結までに要件を満たさなくなった場合には、その時点で参加資格を失う。

- (1) 本委託業務の公告の日から契約の日までに、成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領（以下「措置要領」という。）の規定により、指名停止措置（措置要領制定以前の成田市建設工事指名業者選定基準の規定による指名停止措置を含む。）、又は成田市契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による入札参加除外を受けていない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けて2年間を経過しない者又は本委託業務の開札日前6カ月以内に手形、小切手を不渡りにした者
 - ② 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ③ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

5. 全体スケジュール

募集から業務の受注者の決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 募集開始 | 5月26日（火） |
| (2) 質問受付期限 | 6月2日（火）午後5時までに必着 |
| (3) 質問回答 | 6月9日（火） |
| (4) 参加表明書提出期限 | 6月16日（火）午後5時までに必着 |

- | | |
|-----------------|-------------------|
| (5) 企画提案書提出期限 | 6月23日(火)午後5時までに必着 |
| (6) プレゼンテーション審査 | 6月30日(火) 予定 |
| (7) 選定結果の通知・公表 | 7月上旬 |
| (8) 契約締結 | 7月上旬 |

6. 質問の受付及び回答

本件に係る質問は、以下のとおり受け付ける。

- (1) 質問方法
質問書(様式2)を、電子メールアドレスで提出すること
(電子メールアドレス) shoko@city.narita.chiba.jp
(メールの件名)【質問】成田市中小企業若手人材確保支援事業業務委託/法人名
- (2) 受付期限 6月2日(火)午後5時まで
- (3) 回答方法 6月9日(火)に成田市ホームページに掲載する。

7. プロポーザル参加表明

参加表明書を提出することで本件プロポーザルへの参加表明を行ったものとする。

- (1) 提出書類 参加表明書(様式1)(1部)
- (2) 提出方法 電子メール、郵送又は持参
電子メールの場合は、件名を「【参加表明書】成田市中小企業若手人材確保支援事業業務委託/法人名」とすること。
- (3) 提出期限 6月16日(火)午後5時まで
- (4) その他
参加表明の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

8. 企画提案書の提出

企画提案書(様式3)の提出は、以下に基づき行うものとする。なお、提出書類は全てA4判縦で作成すること。

- (1) 提出書類
次の①~⑤の書類を6部(正本1部、副本5部)提出すること。
 - ① 企画提案書(様式3)
企画提案書の必須記載項目は以下のとおりとする
 - ア) 提案のセールスポイント
 - イ) 以下に掲げる各項目及びその他事業の趣旨に沿った効果的な提案
 - ・ 特設ホームページの開設・運営及び事業の広報
 - ・ 過年度参加企業へのフォローアップ調査
 - ・ 採用力向上セミナーの実施
 - ・ 参加企業の募集
 - ・ 参加求職者・学生の募集
 - ・ 合同企業説明会の実施
 - ウ) 業務実施体制表
 - エ) 業務工程表

カ) 類似業務（同種、類似の業務について、発注者及び受注業務概要がわかるもの）

② 見積書（様式4）

事業実施に係るすべての経費（消費税及び地方消費税含む。）の積算内訳書（任意様式）を添付すること

③ 会社概要（様式5）

(2) 提出期限 6月23日（火）午後5時までに必着

(3) 提出方法

担当部局に持参又は郵送（送付記録が残る方法）により提出するものとする。受付時間は平日開庁日の午前9時から午後5時とする。なお、郵送の場合は不慮の事故等による紛失または遅延等については一切考慮しない。

9 審査及び選定

(1) 審査方法

委託事業者の選定にあたっては、「成田市中小企業若手人材確保支援事業業務委託に係るプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）」に基づいて選定委員会を設け、審査を行い、本業務に適していると認められる委託事業者を選定する。

提案書の提出が1者の場合でも、原則として聞き取り審査を実施する。

(2) 選考委員会（プレゼンテーション）

① 開催日時 6月30日（火）予定

なお、各提案者の入室時間等については、別途通知を行う。

② 開催場所 成田市役所

③ 予定時間

1者当たり30分（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分）

④ 注意事項

提出された提案書類を使用し、プレゼンテーションを行う。事前に提出された書類のほかにプレゼンテーション用の資料を用いることも可とする。その場合、6部持参すること。

(3) 審査基準

審査に係る審査項目、配点等は次のとおりとする。

審査項目	審査内容	配点
実施体制	適正な実施体制（責任者、人員配置、役割分担等）となっており、業務を確実に実施することができるか。	10
全般	事業の趣旨・目的に合致した効果を期待できる実施内容となっているか。	15
実施内容及び効果	【過年度参加企業へのフォローアップ調査】 調査方法は適正で効果的か	5
	【採用力向上に関するセミナー】 プログラムの内容が業務の目的に合致しており、企業からの参加者が分かりやすい内容となっているか。	10

	【参加企業の募集】 幅広い業種から雇用につながりやすい求人企業の参加が見込まれるか	10
	【参加求職者・学生の募集】 周知方法が、参加対象者に対して効果的か。市民・学生及び求職者の参加を促すための工夫や効果が見込めるか。	20
	【合同企業説明会の実施】 時期、会場レイアウト・導線・実施形式等が事業目的を達成するために適切か	15
業務実績	当該業務に類似する業務（求職者・学生を対象とした合同企業説明会）実績があるか。	5
見積金額	経費の内訳は、業務内容に見合ったものとなっているか。	10
合 計		100

(4) 審査結果の通知・公表

- ① 審査終了後、全ての企画提案者に電子メールにて結果を通知する。なお、通知する結果は企画提案者自身に関する結果のみとする。また、最適提案者のみ本市ホームページで公表する。
- ② 審査内容の詳細についての問い合わせには一切応じない。
- ③ 優先交渉権者と契約に至らなかった場合、次点の者が優先交渉権者となる。

(5) 受注者の決定

選定された優先交渉権者から承諾届の提出を受けた後、受注者として決定する。

10 企画提案全般に係る留意事項

- (1) 参加希望者1団体につき、提案は1件とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 本プロポーザル参加に係る費用は、参加者の負担とする。
- (4) 提出されたプロポーザルは、審査及び説明の目的に、その複製を作成し使用することができるものとする。
- (5) 提出された書類については情報公開請求があったときは、提案者に公開の可否の意思確認をし、同意を得た場合は公開し、正当な理由をもって拒否の場合は公開できない部分を非公開とする。提出された書類を公表する場合、その複製を作成し使用することができるものとする。
- (6) 以下のいずれかに該当する提案は無効とする。
 - ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - ② 参加資格を満たさない者から提出されたもの。
 - ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - ⑤ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
 - ⑥ 虚偽の内容が記載されているもの。
 - ⑦ この募集要項及び実施要領に定められた以外の手法により、選定審査委

員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めたとき。

⑧ その他、行為が法令違反であり、審査結果に影響を与えられる恐れのあるとき。

(7) 業務の詳細内容については、選定により決定した優先交渉権者と市との協議により決定するものとし、本要項の趣旨に反しない範囲で業務内容の修正等を行う場合がある。

(8) 参加事業者は企画提案書の提出をもって実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

1 1 担当部署（書類提出先・問合せ先）

成田市 経済部 商工振興企業立地課

所在地：〒286-8585 千葉県成田市花崎町 760

電話：0476-20-1622 FAX：0476-24-2185

電子メール：shoko@city.narita.chiba.jp